

平成 23 年 3 月 31 日制定

平成 24 年 3 月 22 日改正

令和 3 年 3 月 31 日改正

令和 5 年 6 月 22 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

建築物排出量削減指針

(目的)

第 1 条 この指針は、京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により、条例第 49 条第 1 項に規定する建築物排出量削減計画書の作成に関し、建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減を図るために建築物を建築するものが採り得る措置について定めるものである。

(用語)

第 2 条 この指針において使用する用語は、条例及び京都市地球温暖化対策条例施行規則において使用する用語の例による。

(建築物排出量削減計画書の作成等)

第 3 条 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために採り得る措置の内容は、別表第 1 のとおりとする。

2 特定建築主は、建築物排出量削減計画書及び建築物工事完了届に、別表第 1 を参考として、温室効果ガスの排出の量を削減するための具体的な措置の内容を記載するものとする。

3 条例第 49 条第 4 項による建築物排出量削減計画書の公表は、インターネットの利用及び市役所における閲覧により行うものとする。

(建築環境総合性能評価システムによる評価)

第 4 条 特定建築主は、条例第 57 条の規定に基づき、環境への配慮に係る特定建築物の性能について、CASBEE 京都による評価を行わなければならない。

(建築物排出量削減計画書における資料の添付等)

第 5 条 建築物排出量削減計画書には、別表第 2 に掲げる資料を添付するもの

とする。

2 別表第2に掲げる資料のうち、資料番号1、2、7及び8については、建築物排出量削減計画書と併せて公表するものとする。

(建築物工事完了届における資料の添付)

第6条 建築物工事完了届には、温室効果ガス排出量の削減を図るために実施した措置の状況を示す写真、図面その他の必要な資料を添付するものとする。

(建築物排出量削減計画書等提出書)

第7条 建築物排出量削減計画書、建築物排出量削減計画変更届及び建築物工事完了届の提出は、建築物排出量削減計画書等提出書を添えて行うものとする。

(特定建築主以外の建築主による建築物排出量削減計画書の提出等)

第8条 第3条から前条までの規定(第5条第1項にあっては別表第2中資料番号17から23を除く。)は、条例第52条第1項の規定により特定建築主以外の者が建築物排出量削減計画書等を作成し、提出する場合について準用する。

(届出の受領等)

第9条 市長は、第7条又は前条の規定による届出の提出を受領したときは、当該届出に係る対象建築物の評価等を記載したC A S B E E京都評価結果表を作成し、特定建築主に交付するものとする。

2 C A S B E E京都における標準システムの建築物の環境効率B E EのランクがB+以上となった住宅について、金融機関の融資制度を利用するため、特定建築主から求めがあった場合は、金融機関提出用の受領確認書を交付するものとする。

(その他)

第10条 この指針の施行に関し必要な事項は、都市計画局建築・景観技術担当局長が定める。

附 則

この指針は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 5 年 6 月 2 2 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減を図るための措置

項目	措置の内容
外壁、屋根又は床の断熱	外壁の方位や室の配置計画、外壁の断熱性の向上、日射熱負荷の低減等による建築物の熱損失の防止を図る。 (例) 断熱の仕様(外断熱、断熱材、厚さ、熱抵抗値)、高反射率塗料の採用
窓の断熱又は日射の遮蔽	窓の断熱性の向上、日射熱負荷の低減等による建築物の熱損失の防止を図る。 (例) ペアガラス、庇、エアフローウィンドウ、ルーバーの採用
エネルギー消費効率の高い設備の導入	空調、換気、照明、給湯、昇降機等の設備機器について、エネルギー消費効率の高いものを採用する。 (例) 高効率照明器具、高効率給湯器、インバータ制御、燃料電池、コージェネレーションの採用
再生可能エネルギーの利用	自然採光、自然通風の活用並びに太陽光その他の再生可能エネルギーを利用するための設備の設置を図る。 (例) 自然採光：ライトシェルフ、トップライトの採用 自然通風：自動ダンパー、ナイトパージの採用 再生可能エネルギーの変換利用：太陽光発電設備、風力発電設備、小水力発電設備、地熱発電設備、太陽熱利用装置及びバイオマス利用装置の設置

環境への負荷が少ない材料の利用	リサイクル材、リサイクルが容易な再生可能材料、健康被害や環境影響の少ない自然材料の利用等による資源及び資材の利用の適正化を図る。 （例）躯体への再生資源の利用：電炉鋼、高炉セメント、再生骨材の利用 再生建築資材の利用：下水道汚泥、廃ガラス、木屑等を原料とした資材の利用
地域産木材の利用	原料の原木が、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出された木材又は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出された木材のうち地域産木材を使用する。 （例）外装材としての利用：屋根葺材（勾配屋根の場合）又は防水材（陸屋根の場合）への採用、屋根下地材（勾配屋根の場合）又は防水下地材（陸屋根の場合）への採用、外壁材への採用若しくは外壁下地材への採用 内装材としての利用：床仕上げ材への採用、床下地材への採用、内壁仕上げへの採用、内壁下地材への採用、天井仕上げへの採用、天井下地材への採用
節水型設備の設置	節水型設備の設置により上下水消費量の削減を図る。 （例）節水型便器、浴室サーモスタット水栓及び手元止水機構付節水シャワーヘッド又は食器洗い乾燥機の採用

その他	ライフサイクル全体の温室効果ガス排出量の削減、大気汚染防止、温熱環境悪化の改善、地域インフラへの負荷抑制、騒音、振動及び悪臭の防止、有害、日照障害の抑制、光害の抑制その他温室効果ガスの排出の量の削減に資する措置に配慮する。
------------	--

別表第2 添付資料

資料 番号	資料の種類	明示すべき事項
1	C A S B E E 京都標準システム 評価結果シート	特定建築物の名称及び建設地、特定建築物主の氏名（法人にあつては、名称、代表者名）、設計者の氏名（法人にあつては、名称、代表者名）、建築物の用途、敷地面積及び延べ床面積、建築物の竣工年月（予定）、環境性効率、環境品質・性能における評価結果及び環境負荷低性における評価結果、評価分野における評価結果、特記事項等
2	メインシート	
3	解説シート	配慮項目における評価点
4	計画書シート	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項に規定する計画書の内容または法第19条第1項前段の規定による届出の内容
5	係数シート	電気事業者名及びその事業者が供給する電気のCO ₂ 排出係数
6	ライフサイクルCO ₂ 計算シート	ライフサイクルCO ₂ 計算結果
7	スコアシート	評価項目における評価点、環境配慮設計の概要
8	独自システム評価結果シート	特定建築物の名称、建築物の用途、延べ床面積、設計上の配慮事項とC A S B E E 京都標準システムのスコア、低炭素景観の創出に関する評価、ライフサイクルCO ₂ とCO ₂ 削減率、ウッ

		ドマイレンジＣＯ２とＣＯ２削減率等
9	資料番号１から８までの結果に係る電子データ（提出は１部提出とする）	特 定 建 築 物 の 名 称
1 0	付近見取図	方位、道路、目標となる地物
1 1	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ
1 2	緑地計画図	緑地面積の面積、緑化率、樹種
1 3	各階平面図・屋根伏図	縮尺、方位、間取り、各室の用途・面積、自然採光面積、バルコニー、屋上緑化、太陽光利用設備（設置の場合）
1 4	各面の立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
1 5	２面以上の断面図	縮尺、各階の天井高さ、階高、建築物の高さ
1 6	内部仕上げ表	主要な室の床・壁・天井の仕上げ
1 7	計算書	昼光率、壁長さ比率、木材の使用比率
1 8	空調機器リスト	空気調和設備機器、換気設備機器、ポンプ類
1 9	空調ダクト系統図	給気口、排気口、給気機、排気機、空気調和機器、ダクト類（中央式空気調和設備がある場合）
2 0	空調配管系統図	配管口径、空気調和機器（中央式空気調和設備がある場合）
2 1	給排水系統図	給水・排水管等の材質、口径寸法、配置
2 2	電気設備系統図	受変電設備、引込み図、系統図

2 3	照明関係図、照度計算書	照明配置図、制御区画、設計照度
2 4	情報通信系統図	情報通信設備、引込み図、システム図、系統図
2 5	エネルギー関係図	資料番号 4 の明示すべき事項における、エネルギー消費性能の根拠となる資料
2 6	C A S B E E 京都項目別高評価根拠資料	評価項目において 3 点を上回る評価点を付けた項目において、具体策を図面等で明示した資料
2 7	その他市長が必要と認める資料	建築物に係る温室効果ガス排出の量の削減を図るための措置について参考となる事項、建築物の環境品質・性能の向上及び建築物による外部環境負荷の低減のための措置について参考となる事項
2 8	委任状	委任者、代理者の氏名・住所、委任日（建築主に代わって設計者等が届出を行う場合に必要）